

八幡平市除間伐等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林づくりを図るため、除伐、保育間伐又は枝打ち（以下「除間伐等」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内において除間伐等を行う法人であること。
- (2) 国、県又は市のこの要綱以外の制度による補助等を受けていないこと。

(補助金の交付対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助額 |
|---------------------------------|--------------------------|
| 除間伐等に係る岩手県の定める森林整備事業標準単価に相当する経費 | 補助対象経費の100分の85に相当する額以内の額 |

(提出書類及び提出期日)

第4条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(書類の保管)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出期日 |
|-------------------------------------|---|-----------------------------|---------------------------|
| 規則第3条の規定による書類 | 1 八幡平市除間伐等促進事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類 | 様式第1号 様式第2号 様式第3号 | 別に定める。 |
| 規則第5条第1項第2号から第4号までの規定により承認を受ける場合の書類 | 1 八幡平市除間伐等促進事業変更（中止）承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類 | 様式第4号 | 変更（中止）の理由が生じた日から起算して15日以内 |
| 規則第12条の規定による書類 | 1 八幡平市除間伐等促進事業費補助金実績報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類 | 様式第5号 様式第2号 様式第3号 | 補助事業が完了した日から起算して15日以内 |
| 規則第14条の規定による書類 | 八幡平市除間伐等促進事業費補助金交付請求書 | 様式第6号 | 別に定める。 |